



令和 8 年度 税制改正の概要

令和 7 年 12 月
復興庁

令和8年度税制改正の概要（復興庁関係部分）

令和7年12月

復興庁

1. イノベ税制・風評税制

- (1) 福島イノベーション・コスト構想の推進に係る特例措置の拡充・延長
- (2) 福島における特定風評被害による経営への影響に対処するための特定事業活動に係る特例措置の延長

2. 復興特区税制

- (1) 特定復興産業集積区域において講じられている被災地の雇用機会の確保等のための特例措置の廃止

3. 被災代替資産関係

- (1) 建物・家屋及び土地に係る特例措置の縮減
- (2) 償却資産に係る特例措置の廃止
- (3) 農用地に係る特例措置の廃止

4. 東日本大震災事業者再生支援機構関係

- (1) 機構の事業税の資本割の特例措置の延長
- (2) 機構が行う資金の貸付けに係る金銭消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の廃止

5. その他

- (1) 防災集団移転促進事業の移転元地を利活用するために土地の交換を行った場合の登録免許税の免税措置の廃止
- (2) 特定住宅被災市町村の区域内にある土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除の特例措置の延長等
- (3) 農用地利用集積等促進計画により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置の延長
- (4) 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充・延長
- (5) 住宅ローン減税の被災者向け措置の延長

1. イノベ税制・風評税制

(1) 福島イノベーション・コスト構想の推進に係る特例措置の拡充・延長

◇復興庁・農林水産省・経済産業省 共同要望> 【国税】所得税、法人税【地方税】法人住民税、事業税

福島イノベーション・コスト構想の推進に係る事業者の取組を支援するため、令和7年度末まで講じられている①から③の特例措置について、**適用期限を令和11年3月31日まで3年間延長**し、①及び②の特例措置については、**対象事業^(注1)を拡充**する。

(注1) 新たな技術を活用し又は産業の発展に寄与する事業であって、福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となるもの

<特例措置の概要>

① 機械等に係る特別償却等の特例措置

【特別償却/税額控除】※特別償却と税額控除は選択適用

<現行>

| | 現行制度 |
|--------|------------|
| 機械・装置 | 即時償却 / 15% |
| 建物・構築物 | 25% / 8% |
| 器具・備品 | 即時償却 / 15% |

<改正>

| | 現行制度(維持) | 拡充部分 |
|--------|------------|-----------|
| 機械・装置 | 即時償却 / 15% | 45% / 14% |
| 建物・構築物 | 25% / 8% | 23% / 7% |
| 器具・備品 | 即時償却 / 15% | — |

② 避難対象雇用者等又は特定雇用者を雇用した場合の税額控除の特例措置

新産業創出等推進事業促進区域内の事業所に勤務する避難対象雇用者等又は特定雇用者^(注1)に対して、税額の20%を限度として、給与等支給額の一定割合を税額控除。

<現行>

| | 現行制度 |
|------|------|
| 税額控除 | 15% |

<改正>

| | 現行制度(維持) | 拡充部分 |
|------|----------|--------|
| 税額控除 | 15% | 9%(注2) |

(注1) 特定雇用者とは、次の者(避難対象雇用者等を除く。)をいう。

- イ 平成23年3月11日において福島国際研究産業都市区域内に所在する事業所に勤務していた者又は同日において福島国際研究産業都市区域内に居住していた者
- ロ その法人が行う新産業創出等推進事業に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に新たに従事する者(上記イの者を除く。)

(注2) 拡充部分の事業に係る対象となる雇用者は、次の者とする。

- イ 平成23年3月11日において避難対象区域又は福島国際研究産業都市区域の区域内に所在する事業所に勤務していた者
- ロ 平成23年3月11日において避難対象区域又は福島国際研究産業都市区域の区域内に居住していた者

③ 開発研究用資産に係る特別償却等の特例措置

開発研究用資産の即時償却に加え、当該即時償却の対象となる開発研究用資産の償却費について、研究開発税制の特別試験研究費とみなして、税額の10%を限度として償却費の20%を税額控除。

（2）福島における特定風評被害による経営への影響に対処するための特定事業活動に係る特例措置の延長

＜復興庁・農林水産省・経済産業省・国土交通省 共同要望＞

【国税】所得税、法人税【地方税】法人住民税、事業税

福島県内において、農林水産業や観光業等でいまだ根強く残る特定風評被害による経営への影響に対処するために特定事業活動を行う事業者の取組を支援する観点から、令和7年度末まで講じられている①及び②の特例措置について、適用期限を令和11年3月31日まで3年間延長。

＜特例措置の概要＞

① 機械等に係る特別償却等の特例措置

機械・装置、器具・備品及び建物等の特別償却（機械・装置、器具・備品：即時償却、建物・構築物：25%）又は税額控除（機械・装置、器具・備品：15%、建物・構築物：8%）。

② 特定被災雇用者等を雇用した場合の税額控除の特例措置

福島県内の事業所に勤務する特定被災雇用者等（注）に対して、税額の20%を限度として、給与等支給額の10%を税額控除。

（注）特定被災雇用者等は、平成23年3月11日において福島県の区域内に所在する事業所に勤務していた者又は同日において福島県の区域内に居住していた者。

2. 復興特区税制

（1）特定復興産業集積区域において講じられている被災地の雇用機会の確保等のための特例措置の廃止

① 機械等に係る特別償却等の特例措置

＜復興庁・経済産業省・国土交通省 共同要望＞【国税】所得税、法人税【地方税】法人住民税、事業税

② 被災雇用者等を雇用した場合の税額控除の特例措置

＜復興庁 要望＞ 【国税】所得税、法人税【地方税】法人住民税

③ 開発研究用資産に係る特別償却等の特例措置

＜復興庁 要望＞ 【国税】所得税、法人税【地方税】法人住民税、事業税

被災地の雇用機会の確保等のため、令和7年度末まで講じられている①から③までの特例措置について、所要の経過措置を講じた上で、適用期限である令和8年3月31日をもって廃止。

3. 被災代替資産関係

(1) 建物・家屋及び土地に係る特例措置の縮減

① 被災代替建物等に係る登録免許税・印紙税の非課税措置の縮減

◀復興庁・国土交通省 共同要望>

【国税】登録免許税、印紙税

東日本大震災により滅失等した建物等（被災建物）に代わる建物（被災代替建物）及びその敷地を取得等した場合において、ア. 所有権の保存登記等に対する登録免許税の免税措置、イ. 不動産の譲渡に関する契約書等に対する印紙税の非課税措置について、**被災建物の所在地を福島県内に見直した上で、適用期限を令和11年3月31日まで3年間延長。**ただし、福島県以外においては、令和8年度末までに取得等した場合について、従前の特例措置が適用できるよう措置を設ける。

※なお、警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた建物等に代わる建物等を取得等した場合の特例措置については、引き続き継続。

② 被災代替家屋等に係る不動産取得税・固定資産税等の特例措置の縮減

◀復興庁・国土交通省 共同要望>

【地方税】不動産取得税、固定資産税、都市計画税

東日本大震災により滅失等した家屋（被災家屋）に代わる家屋（被災代替家屋）等を取得等した場合において、被災家屋の床面積相当分等に係るア. 不動産取得税を課さない特例措置、イ. 固定資産税等を一定期間減額する特例措置について、**被災家屋の所在地を福島県内に見直した上で、適用期限を令和11年3月31日まで3年間延長。**

被災家屋の敷地（被災住宅用地）に代わる土地を取得した場合に、被災住宅用地の面積相当分を3年度分、住宅用地とみなす固定資産税等の特例措置について、**被災家屋の所在地を福島県内に見直した上で、適用期限を令和11年3月31日まで3年間延長。**

ただし、福島県以外においては、令和8年度末までに取得等した場合について、従前の特例措置が適用できるよう措置を設ける。

※なお、警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた家屋等に代わる家屋等を取得等した場合の特例措置については、引き続き継続。

(2) 償却資産に係る特例措置の廃止

① 被災代替償却資産に係る特別償却の特例措置の廃止

◀復興庁・農林水産省・経済産業省 共同要望>

【国税】所得税、法人税

東日本大震災により滅失又は損壊した償却資産に代わるものとして取得等をして事業の用に供した場合における特別償却（24%（中小企業者等の場合））の特例措置について、所要の経過措置を講じた上、適用期限である**令和8年3月31日をもって廃止。**

② 被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の廃止

＜復興庁・農林水産省・経済産業省 共同要望＞

【地方税】固定資産税

東日本大震災により滅失又は損壊した償却資産に代わる償却資産を一定の被災地域内において取得又は改良した場合、その後4年度分の固定資産税の課税標準を2分の1とする特例措置について、所要の経過措置を講じた上で、適用期限である令和8年3月31日をもって廃止。

※なお、警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた償却資産に代わる償却資産を取得等した場合の特例措置については、引き続き継続。

（3）農用地に係る特例措置の廃止

① 被災代替農用地に係る登録免許税・印紙税の非課税措置の廃止

＜農林水産省・復興庁 共同要望＞

【国税】登録免許税、印紙税

東日本大震災により耕作若しくは養畜の用に供する事が困難となった農用地（被災農用地）に代わる農用地（被災代替農用地）を取得等した場合におけるア. 所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置、イ. 不動産の譲渡に関する契約書等に対する印紙税の非課税措置について、適用期限である令和8年3月31日をもって廃止。

※なお、警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた農用地に代わる農用地を取得等した場合の特例措置については、引き続き継続。

② 被災代替農用地に係る不動産取得税の特例措置の廃止

＜農林水産省・復興庁 共同要望＞

【地方税】不動産取得税

被災代替農用地を取得した場合に、被災農用地の面積相当分には不動産取得税を課さないとする特例措置について、適用期限である令和8年3月31日をもって廃止。

※なお、警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた農用地に代わる農用地を取得等した場合の特例措置については、引き続き継続。

4. 東日本大震災事業者再生支援機構関係

（1）機構の事業税の資本割の特例措置の延長

＜復興庁 要望＞

【地方税】事業税

機構の法人事業税の資本割の特例措置（課税標準となる資本金等の額を20億円とする）の適用期限を令和13年3月31日まで5年間延長。

（2）機構が行う資金の貸付けに係る金銭消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の廃止

＜復興庁 要望＞

【国税】印紙税

機構が支援先の被災事業者に対して資金の貸付け（つなぎ融資）を行う場合、当該貸付けに係る金銭消費貸借契約書の印紙税の非課税措置について、適用期限である令和8年3月31日をもって廃止。

5. その他

(1) 防災集団移転促進事業の移転元地を利活用するために土地の交換を行った場合の登録免許税の免税措置の廃止

〈復興庁・国土交通省 要望〉

【国税】登録免許税

復興整備事業の用に供するため、公有地と当該事業が実施される一定の区域内の民有地の交換について、公有地を取得した場合の所有権移転登記に対する登録免許税の免税措置を適用期限である**令和8年3月31日をもって廃止**。

(2) 特定住宅被災市町村の区域内にある土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除の特例措置の延長等

〈国土交通省・復興庁 要望〉

【国税】所得税、法人税【地方税】個人住民税、法人住民税、事業税

特定住宅被災市町村の区域内において、東日本大震災の復興事業の用に供するため土地等を地方公共団体等へ譲渡した場合における譲渡所得の特別控除(2,000万円)の特例措置について、**対象区域を避難解除区域等とした上で、適用期限を令和11年3月31日まで3年間延長**。

(3) 農用地利用集積等促進計画により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置の延長

〈農林水産省・復興庁 共同要望〉

【国税】登録免許税

農業者が農用地利用集積等促進計画(農地中間管理事業の推進に関する法律)に基づき農用地区域内にある農用地等を取得した場合、所有権移転登記に係る登録免許税の税率を20/1000から10/1000に軽減する措置について、適用期限を**令和10年3月31日まで2年間延長**。

※福島復興再生特別措置法に基づく取得も含む。

(4) 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充・延長

〈経済産業省・復興庁・内閣府・総務省・文部科学省・農林水産省・厚生労働省・国土交通省・環境省・防衛省 共同要望〉

【国税】所得税、法人税【地方税】法人住民税

所得の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合、その事業年度の法人税額から、試験研究費の額に税額控除割合を乗じて計算した金額を控除することを認める措置について、拡充・延長。

(5) 住宅ローン減税の被災者向け措置の延長

＜国土交通省・復興庁・環境省 共同要望＞

【国税】所得税【地方税】個人住民税

住宅ローン減税の東日本大震災の被災者向け措置について、控除率0.9%^(注1)、控除期間13年、借入限度額4,500万円^(注2、注3、注4)を維持した上で、**令和12年12月31日まで5年間延長**^(注5)。

(注1) 全国措置は0.7%。

(注2) 省エネ基準に適合する新築住宅等は令和8年1月1日から令和9年12月31日までに入居した場合に限る（全国措置と同様、令和10年1月1日以降に入居する場合は本特例措置の対象外となるが、令和9年12月31日以前に建築確認を受けた場合等にあっては、控除期間10年、借入限度額4,500万円）。

(注3) 子育て世帯等（「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」）に適用される借入限度額は5,000万円

(注4) 認定住宅（認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅）及びZEH水準省エネ住宅の既存住宅に入居した場合の借入限度額は3,500万円。省エネ基準適合住宅及びその他の住宅の既存住宅に入居した場合の借入限度額は3,000万円（控除期間はその他の住宅以外の場合は13年、その他の住宅の場合は10年）。

(注5) 適用対象者の所得要件、床面積要件、立地要件は全国措置と同様。